

## 田中ケアプランセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人 田中病院が開設する田中訪問看護ステーションに付随する、田中ケアプランセンター（以下「センター」という。）指定居宅介護支援事業（総称して以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、介護者等による在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（在宅サービスの種類、内容、担当者等を定める）を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他のサービスの提供を行い、および要介護者が介護保険施設に入所する場合に、介護保険施設に入所への紹介その他のサービスの提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるように調整する。
- 3 センターの介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス（老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等）との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 田中ケアプランセンター
- 二 所在地 三重県伊勢市曾祢1丁目6番1号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名（主任介護支援専門員）（常勤兼務）  
管理者は、所属職員を指導監督し、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うよう総括する。
- 二 職員 介護支援専門員 6名（常勤兼務 1名 常勤専従 5名指定居宅介護支援を

# 居宅介護支援重要事項説明書

( 2024 年 4 月 1 日現在)

この「重要事項説明書」は、居宅介護支援サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、指定居宅介護支援サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1、 田中ケアプランセンターの概要

### 1.居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名	医療法人 田中病院
代表者名	理事長 田中民弥
所在地	三重県伊勢市大世古4丁目6-47 電話番号 0596-25-3111

### 2.利用者に対しての指定居宅介護支援を実地する事業所について

#### (1) 事業所の所在地

事業所名	田中ケアプランセンター
所在地	三重県伊勢市曾祢1丁目6-1
介護保険指定番号	居宅介護支援2470800018 伊勢市
サービスを提供する地域	伊勢市

\*上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

## 2、 事業の目的

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

## 3、 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4、 同事業所の職員体制

管理者、介護支援専門員	4名以上	
-------------	------	--